

手數料納付書

自動車登録番号 又は車台番号			所有者又は使用者の氏名又は名称			フリガナ				
						申請人(請求者)又は申請代理人の氏名				
<input type="checkbox"/> 新規登録・新規検査		<input type="checkbox"/> 変更登録 <input type="checkbox"/> 自動車検査証記入 (構造等変更検査)		<input type="checkbox"/> 移転登録		<input type="checkbox"/> 一時抹消登録	<input type="checkbox"/> 一時抹消登録後の届出	<input type="checkbox"/> 自動車検査証返納 証明書	<input type="checkbox"/> 登録事項等証明書 <input type="checkbox"/> 検査記録事項等証明書	
型式指定車	型式指定車以外									
①譲渡証明書 完成検査終了証 (電子情報)	①譲渡証明書 ②登録識別情報等通知書 (一時抹消登録証明書) ③保安基準適合証 ④限定自動車検査証 ⑤限定保安基準適合証 ⑥自動車検査票 ⑦自動車予備検査証 ⑧印鑑証明書 ⑨委任状 ⑩保管場所証明書 (適用地域) ⑪自賠責保険証明書 ⑫その他	①原因を証する書面 ②委任状 ③保管場所証明書 (適用地域) ④その他の書類 ⑤自動車検査証 ⑥自動車検査票 ⑦自動車予備検査証 ⑧印鑑証明書 ⑨委任状 ⑩保管場所証明書 (適用地域) ⑪自賠責保険証明書 ⑫その他	①譲渡証明書 ②印鑑証明書 ③新・旧所有者 ④委任状 ⑤保管場所証明書 (適用地域) ⑥その他の書類 ⑦自動車検査証 ⑧自動車検査票 ⑨印鑑証明書 ⑩委任状 ⑪その他の書類 ⑫自動車検査証 ⑬登録手数料 ⑭検査手数料 ⑮審査手数料 ⑯登録手数料 ⑰検査手数料 ⑱審査手数料	①印鑑証明書 ②委任状 ③その他の書類 ④自動車検査証 ⑤登録手数料 ⑥登録手数料 ⑦登録手数料 ⑧登録手数料 ⑨登録手数料 ⑩登録手数料 ⑪登録手数料 ⑫登録手数料 ⑬登録手数料 ⑭登録手数料 ⑮登録手数料 ⑯登録手数料 ⑰登録手数料 ⑱登録手数料	①印鑑証明書 ②委任状 ③その他の書類 ④自動車検査証 ⑤登録手数料 ⑥登録手数料 ⑦登録手数料 ⑧登録手数料 ⑨登録手数料 ⑩登録手数料 ⑪登録手数料 ⑫登録手数料 ⑬登録手数料 ⑭登録手数料 ⑮登録手数料 ⑯登録手数料 ⑰登録手数料 ⑱登録手数料	①解体の届出 ②滅失・用途廃止 ③輸出予定届出 ④登録識別情報等通知書 (一時抹消登録証明書) ⑤委任状 ⑥その他の書類 ⑦自動車検査証 ⑧登録手数料 ⑨登録手数料 ⑩登録手数料 ⑪登録手数料 ⑫登録手数料 ⑬登録手数料 ⑭登録手数料 ⑮登録手数料 ⑯登録手数料 ⑰登録手数料 ⑱登録手数料	①自動車検査証 ②委任状 ③その他の書類 ④紛失の理由書 (自動車検査証の紛失等の場合) ⑤重量税還付を伴う場合 ⑥受付申請の委任状 ⑦自動車検査証 ⑧登録手数料 ⑨登録手数料 ⑩登録手数料 ⑪登録手数料 ⑫登録手数料 ⑬登録手数料 ⑭登録手数料 ⑮登録手数料 ⑯登録手数料 ⑰登録手数料 ⑱登録手数料	①自動車検査証再交付 ②検査標章再交付 ③限定自動車検査証 ④再交付 ⑤紛失の理由書 (自動車検査証の紛失等の場合) ⑥重量税還付を伴う場合 ⑦受付申請の委任状 ⑧自動車検査証 ⑨登録手数料 ⑩登録手数料 ⑪登録手数料 ⑫登録手数料 ⑬登録手数料 ⑭登録手数料 ⑮登録手数料 ⑯登録手数料 ⑰登録手数料 ⑱登録手数料	①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④その他	
登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	登録手数料 円	
検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	検査手数料 円	
印紙貼付欄				申請書		自動車重量税還付不要		調査結果通知書 (事前確認)	調査依頼書 (審査時)	
登録手数料		検査手数料		第1号様式	第10号様式	申請人又は 申請代理人の 署名又は押印 ※永久抹消登録 解体届出時に自動車重量税還付 が不要である場合		運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿	独立行政法人自動車技術総合機構 検査部長殿	
				第2号様式	第号様式					
				第3号様式	第号様式					
				第3号様式の2	第号様式					
				第3号様式の3	第号様式					
経由印		受付印		登録番号標等 返納確認印				□ 疑義なし	調査結果通知書	
登録手数料		検査手数料						□ 疑義あり □ 調査保留	運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿	
									□ 疑義なし	
									□ 疑義あり □ 調査保留	
									調査結果確認印	

備 者 (1) 申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。

使用の本拠の位置(営業車の場合)

(市・町・村)

(使用者住所に同一)

考 (1) 申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。
 (2) 新規登録・新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
 (3) 登録(検査登録)事項等証明書の交付を請求する場合において、請求に係る自動車が3両以上の場合、その自動車登録番号(車両番号)を登録事項等証明書等欄に記載してください。
 (4) 各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか2又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
 (5) 各欄に掲げる書面の他、必要に応じて書面を求める場合があります。